

あだち 長寿医療だより

令和7年7月発行

No.26

足立区 区民部 高齢医療・年金課

【問合先】 お問い合わせコールあだち

電話番号：03(3880)0039

受付時間：午前8時～午後8時

Eメール：korei-nenkin@city.adachi.tokyo.jp



令和7年度 通知書の見方は中面をご覧ください
後期高齢者医療 保険料額 決定通知書 をお届けしました。

手続き不要 被保険者全員の方に **資格確認書** をお送りします。 **7月末までに送付!**

現在お持ちの保険証または資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日です。**マイナ保険証**をお持ちの方にもお持ちでない方にも、**資格確認書**をお送りします。申請手続きは不要です。

※資格確認書は、今までの保険証と同じように使用することができます。

※現在お持ちの保険証または資格確認書は、7月31日まで破棄しないようにご注意ください。個人情報の取扱いにご注意の上、8月1日以降にご自身で破棄をお願いします。

後期高齢者医療資格確認書		有効期限
被保険者番号	01234567	令和8年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	性別 女
生年月日	昭和24年12月30日	
資格取得年月日	令和6年12月30日	
交付年月日	令和7年8月1日	
負担割合・発効期日	*割 令和6年12月30日	
限度区分・発効期日		
長期入院該当日		
特定疾患区分・発効期日		
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

サンプル

公印

【色】藤色

【有効期間】令和7年8月1日から令和8年7月31日

【発送方法】簡易書留

下のいずれかの方法で病院・薬局などで受付をしてください。

マイナ保険証を持っている方



ぜひお使いください!

氏名		個人番号カード
住所		性別
		まで有効
		電子証明書の有効期限
		年 月 日

病院等の受付でマイナ保険証を提示して、ご利用ください。

※資格確認書でも受診できます。

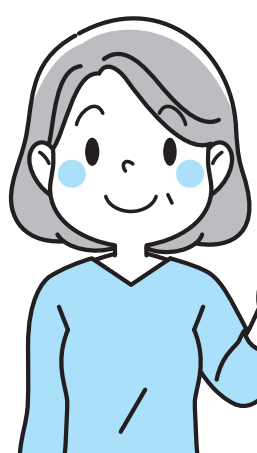
※資格情報をオンラインで確認できない病院等を受診する際は、資格確認書をご使用ください。

後期高齢者医療資格確認書		有効期限
被保険者番号	01234567	令和8年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	性別 女
生年月日	昭和24年12月30日	
資格取得年月日	令和6年12月30日	
交付年月日	令和7年8月1日	
負担割合・発効期日	*割 令和6年12月30日	
限度区分・発効期日		
長期入院該当日		
特定疾患区分・発効期日		
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

サンプル

公印

マイナ保険証を持っていない方



後期高齢者医療資格確認書		有効期限
被保険者番号	01234567	令和8年7月31日
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	性別 女
生年月日	昭和24年12月30日	
資格取得年月日	令和6年12月30日	
交付年月日	令和7年8月1日	
負担割合・発効期日	*割 令和6年12月30日	
限度区分・発効期日		
長期入院該当日		
特定疾患区分・発効期日		
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

サンプル

公印

病院等の受付で資格確認書を提示して、ご利用ください。

マイナ保険証をお作りになる際は
利用登録が必要です。

登録については最終ページをご覧ください。

保険料の決定通知書の

保険料の計算方法



③ 所得割額

$$\left(\begin{array}{l} \textcircled{1} \text{ 賦課のもととなる所得金額} \\ \times \\ \textcircled{2} \text{ 9.67\% (所得割率)} \end{array} \right)$$

+

④

後期高齢者医療 保険料額 決定通知書

東京都後期高齢者医療広域連合長

連 医 期 東
合 療 高 京
長 広 齢 都
印 域 者 後

令和7年度の後期高齢者医療保険料額を決定しましたので通知します。

決定年月日

決定理由

保険料の算定基礎

① 賦課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額＝①×②	④ 均等割額	⑤ 算出額＝③＋④	⑥ 限度超過額
⑦ 所得割軽減額	均等割軽減割	⑧ 均等割軽減額	⑨ 年間保険料額＝⑤－⑥－⑦－⑧	月数	⑩ 月割減額
					⑪ 保険料額＝⑨＋⑬－⑩－⑭

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪ 均等割額	均等割軽減割合	⑫ 均等割軽減額	⑬ 年間保険料額＝⑪－⑫	月数	⑭ 月割減額

足立区後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

足立区長

区 足
長 立
印 立

〇お支払い期別と保険料額

期 別	⑬ ◇特別徴収 (年金天引き)	⑭ ◆普通徴収 (個別払い)	納める金額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

※特別徴収（年金天引き）の方は、来年4月・6月・8月の保険料（仮徴収額）は2月と同金額を天引きし、仮徴収額のお知らせを省略します。来年度の保険料は7月に計算してお知らせします。

※この通知のもととなる計算後に資格喪失・所得変更等があった場合は、8月以降に再計算してお知らせします。

① 保 険 料 年 額	
② 他都内自治体分保険料	
足立区分保険料①－②	
月 数	

〇保険料の納め方

◇特別徴収の対象となる年金

徴 収 義 務 者	
徴収対象年金	

こちらの年金から
天引きします。

◆口座振替確認欄（申し込み済みの方は下記をご覧ください）

金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 名 義 人	

こちらの口座から
引き落とします。

※保険料は収納に日数（2～3週間）を要するため、納付済みの場合でも、この通知に間に合わない場合があります。ご了承ください。

① 賦課

保険
額43
※合計

④ 均等

被保

⑦ 所得

同封

⑫ 均等

同封

保険

保険料の

⑬ 特

支

●

介

し

い

●

こ

⑭ 普

普

●

か

●

の

二

見かたとお支払い方法

⑥ 均等割額

被保険者
ひとりあたり
47,300円

—

⑦ 所得割軽減額

⑧ 均等割軽減額

該当の場合に記載

=

⑮ 年間保険料

(100円未満切捨て)
上限額は80万円

のもととなる所得金額

保険料の決定のもととなる金額で、総所得金額等から地方税法に定める基礎控除
1万円※を引いた金額です。
※所得金額が2,400万円以下の場合

均等割額

被保険者全員が均等に負担していただく金額です。

所得割軽減額 ⑧ 均等割軽減額

市町村の「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください。

所得割軽減額

市町村の「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください。

保険料の納付方法について

お支払い方法は **原則** 特別徴収または普通徴収のどちらかです。



特別徴収(年金天引き)

特別徴収(年金天引き)欄の保険料は、年金天引きでお支払いいただきます。
お支払い手続きは不要です。

公的年金が年額18万円以上で、公的年金から介護保険料が特別徴収されており、
介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が1回あたりの年金受給額の2分の1
以下の方が対象です。この条件に該当した場合は、自動的に特別徴収(年金天引き)
に変更されます。

年金天引きを口座振替に変更することも可能です(納付書払いへの変更は不可)。
ご希望の方は、資格収納係 **03(3880)6041** へご連絡ください。

普通徴収(個別払い)

普通徴収(個別払い)欄の保険料は、口座振替または納付書でお支払いいただきます。
すでに口座振替の申し込みがお済みの場合は、「口座振替確認欄」に記載の口座
から、毎月末日に保険料を引き落とします。

「口座振替確認欄」が空欄の場合は、同封の納付書でお支払いください。お支払い
の月数分の「納付書」と「口座振替依頼書」を同封しています。「納付書」はコンビニ
エンスストアや金融機関、区民事務所でご利用いただけます。

普通徴収の方は

後期高齢者医療制度に 加入したら口座振替を

① キャッシュカードで お申し込み

印鑑不要! 手続き簡単!
口座振替開始までの期間短縮!

■手続きができる場所
区役所内の
高齢医療・年金課窓口、
各区民事務所



※金融機関の窓口では手続きできません
※利用できないキャッシュカードがあります

② 口座振替依頼書で お申し込み

■手続きができる場所
区役所内の
高齢医療・
年金課窓口、
各区民事務所、
引落とし希望口座のある
区内の金融機関



※郵送でも手続き可能

ご希望の方は資格収納係
03(3880)6041へ
ご連絡ください。

マイナ保険証の利用登録

マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナ保険証利用登録をご検討ください。



問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

(平日9:30~20:00 / 土日祝9:30~17:30)

登録できる場所 登録にはマイナンバーカード、4桁の暗証番号が必要です。

区役所窓口	北館2階6・7番窓口で登録 (高齢医療・年金課) 	スマホからの登録はコチラ ※パソコンでの登録はICカードリーダーが必要です。 	スマートフォン パソコン
病院・薬局	顔認証付きカードリーダーで登録 	ATMで登録 24時間OK 手数料無料 	セブン銀行

令和8年度から 延滞金・還付加算金を実施



ホームページ
はコチラ

延滞金について

保険料は納期限までに自主的に納めていただくものです。
令和8年度以降の保険料より、納期限までに納められなかった場合、被保険者の公平性の確保等のため、**延滞金を納めていただくこととなります**。計算方法など詳しくは区のホームページをご覧ください。

還付加算金について

還付加算金とは、二重納付または保険料変更により発生した還付金がある場合に、還付までの期間に応じて還付金の額に一定の割合を乗じて加算する利息相当分のことです。計算方法など詳しくは区のホームページをご覧ください。

保険料の納め忘れにご注意ください

生活困窮など保険料を納められない事情がある場合は、**高齢医療・年金課 資格収納係**までご相談ください。



納め忘れがあると...

- ① 納期限までに保険料の納付がない場合、督促状を送付します。
- ② 文書による催告を行います。
(電話・訪問による催告を行う場合があります)。
- ③ 保険料の滞納が続いた場合、財産の差し押さえを行う場合があります(預貯金・生命保険・不動産など)。

LINEで楽しく介護予防・認知症予防しよう!

無料
※通信費除く



LINE
友だち追加
はコチラ



詳しくは
足立区HPへ

あだち脳活ラボの4つのポイント!!

1 体操教室などのイベントが検索できる!



2 1,000を超える脳トレ問題にチャレンジできる!



3 運動・美術・音楽など400以上の動画が見られる!



4 13の質問に答えるだけで認知症リスクが判定できる!



スマホに不慣れな方にも安心サポート

登録サポート会:あだち脳活ラボの始め方・使い方講座

スマホよろず相談:あだち脳活ラボの疑問やスマホ操作の相談

【問合せ先】

あだち脳活ラボ専用コールセンター

☎0120-988-252

10:00~17:00(土日・祝日を除く)

保険料についてのお問い合わせ先

東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
電話 0570-086-519 FAX 0570-086-075
8:30~17:00(土日・祝日を除く)

足立区 区民部 高齢医療・年金課 資格収納係
電話 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981
8:30~17:00(土日・祝日を除く)